

## 裁判員制度の概要

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを決める制度です。  
国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。

## 誰が選ばれるの？

裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する方の中から、くじによって無作為に選ばれます。  
なお、裁判員は、各地方裁判所の管轄区域に居住する有権者の中から選ばれます。つまり、島根県に居住されている方（島根県内の市町村に住民登録をされている方）は、松江地方裁判所の裁判員に選ばれます。ただし、候補者名簿は1年ごとに作成されますので、名簿に登載された後に県外に引っ越した場合、その年は、引っ越し前の住所を管轄する裁判所の裁判員に選ばれることがあります。

## 裁判員を辞退できる場合とは？

70歳以上の方、学生・生徒の方など、法律や政令で定められています。  
そのほかの具体的な辞退事由は、下の「辞退事由」をクリックしてください。

[辞退事由](#)

## 裁判員・補充裁判員に選ばれる人数は？

裁判員は、原則として事件ごとに6人選任されます。  
このほかに、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、あらかじめ裁判所が定めた人数（最大6人まで）の補充裁判員が選任されます。

## 補充裁判員とは？

補充裁判員は、裁判員と同様に、最初から審理に立ち会い、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選ばれます。また、補充裁判員は、訴訟に関する書類や証拠を見ること、評議を傍聴することなどができ、裁判官から意見を聴かれることもあります。このように、補充裁判員はチームの一員として非常に重要な役割を担っています。  
ただし、裁判員と異なり、審理で証人や被告人などに直接質問することや、評議で意見を述べることはできませんし（裁判官から意見を求められた場合には可能です。）、評決に加わることもできません。  
また、審理や評議の進行状況やスケジュールなどを考慮した上で、これ以上職務を行っていただく必要がないと認められる場合には、裁判の途中で解任されることがあります。これは、補充裁判員の方のご負担をできるだけ早い段階で解消するために行うものです。

## 裁判員に選ばれるまでの流れ

### 裁判員候補者名簿の作成

裁判員候補者名簿(翌年1年分)は、前年の秋頃、次のようにして作成されます。

① 裁判所は、各市町村選挙管理委員会に対し、衆議院議員の選挙権を有する方の人数に応じて、裁判員候補者の員数を割り当てて通知します。

② 各市町村選挙管理委員会は、裁判所から割り当てられた人数の裁判員候補者の予定者を、①の選挙人名簿の中からくじで選定して裁判所に通知します。

③ 裁判所は、各市町村選挙管理委員会から通知された裁判員候補者の予定者名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成します。

### 名簿記載通知

名簿に登載されると・・・

名簿に登載された方には、11月中旬頃に名簿に登載されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。

この時、あわせて調査票が送付され、1年を通じた辞退の申立ての有無や裁判員となることに支障がある特定の月の有無などをお尋ねします。

### 選任手続のお知らせの送付

対象事件が起訴されると・・・

翌年、裁判員裁判の対象事件が起訴されると、裁判所はその事件の裁判員候補者の人数を決めてその人数をくじで選びます。くじで選ばれた方には、裁判員及び補充裁判員を選ぶ手続(選任手続)を行う日に松江地裁へ来ていただくためのお知らせ(呼出状)を、選任手続を行う日の6週間前までに発送します。

お知らせが届いたら・・・

裁判員候補者に選ばれた後の手続は次のページへ

# もし、裁判員候補者に選ばれたら・・・

6  
〜  
8  
週間前

## ①選任手続期日のお知らせ(呼出状)が届く



具体的な事件の裁判員候補者に選ばれた方には、裁判員の選任手続のため裁判所にお越しいただく日の6週間前までに裁判所から選任手続のお知らせを発送します。この時、あわせて「質問票」を送付して、裁判員になれない事由の有無、辞退の申立ての有無やその事情などをお尋ねします。

この質問票は、同封されている返信用封筒により、必ず裁判所にお返しいただくようお願いします。

質問票の記載内容から裁判員になれないことが明らかの方や辞退が認められた方については、その旨をご連絡します。その場合には、裁判所へお越しいただく必要はありません。

[辞退事由はこちらをクリックしてください。](#)

1  
日目の  
午後

## ②選任手続当日

選任手続の当日は、裁判員候補者待合室（下の写真の部屋）にご案内いたします。

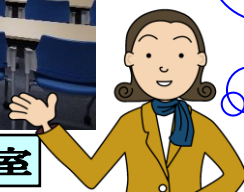
ここでは、まず、被告人の氏名、事件名や事件の概要をお知らせするほか、選任手続の進行などの説明をいたします。また、被告人と特別な関係があるかどうかや事前に質問票をお送りいただいた後に辞退を申し立てる事由が生じた場合の事情などを当日用の質問票に記入していただきます。

裁判員等の選任手続は、1時間30分〜2時間程度かかります。待ち時間は、ご自由にお過ごしいただけます。持参された書籍や携帯音楽プレーヤーなどをご使用いただいてもかまいません。



裁判員候補者待合室

待ち時間中は、他の候補者の方に迷惑にならない範囲で持参された本を読んだり、携帯音楽プレーヤーなどをご使用いただいてもかまいません。お飲み物も用意しております。



### ③質問手続

次に、裁判員候補者の方には、裁判長から裁判員になれない事情や辞退の申立てに関する事情の有無を一齐にお尋ねします。（集団質問）

これらの事情がない方は、この集団質問のみで質問は終了となります。

事前に提出していただいた質問票、当日の質問票や集団質問の結果などによって、裁判員になれない事情や辞退の申立てに関する事情がある方については、別室で裁判長が個別にお話をうかがうことがあります。（個別質問）

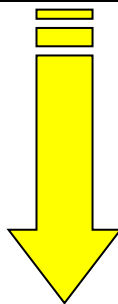
なお、これらの質問の際には、検察官と弁護人が立ち会います。



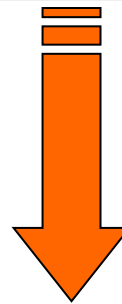
全体質問



個別質問



全体質問の結果、裁判員になれない事情や辞退の申立てに関する事情がある方については、個別質問を受けていただく場合があります。



### 選任手続

裁判員になれない事由がある方、辞退申立てが認められた方などを除いた裁判員候補者の中から、くじにより、裁判員6名とあらかじめ決められた人数の補充裁判員（最大6名まで）が選ばれます。

選任されなかった方には、旅費や日当の請求手続をしていただき、ここですべての手続が終了となります。

裁判員、補充裁判員に選ばれた後の手続は次のページ

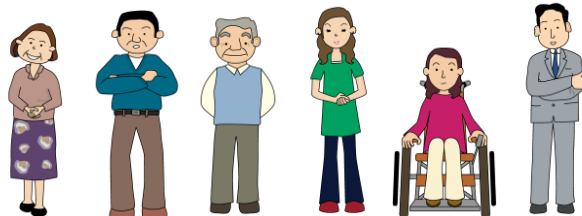
# もし、裁判員、補充裁判員に選ばれたら・・・



裁判員制度

2  
日  
目  
以  
降

## ①宣誓手続



裁判員・補充裁判員に選ばれた方には、裁判長から裁判員の職務などの説明を受けた後に、法令に従い公平誠実にその職務を行う旨の宣誓をしていただきます。

## ②開廷(裁判手続)



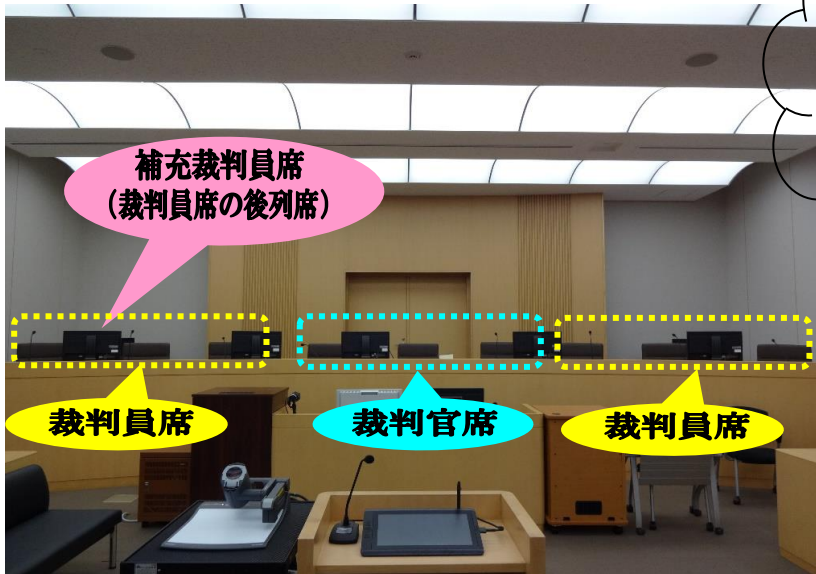
第205号法廷

審理では、被告人が犯したと検察官が主張する犯罪事実が記載されている起訴状の朗読から始まります。そして、それに対する被告人・弁護人の意見が述べられ、続いて証拠調べ手続が行われます。

この証拠調べ手続では、証拠書類の取調べのほか、証人尋問や被告人質問も行われます。また、裁判員・補充裁判員の皆さまにわかりやすい審理となるよう、法廷には画像を映し出すための液晶モニターがそれぞれの席に設置されています。

証拠調べが終わると、検察官・弁護人がそれぞれ意見を述べる弁論手続が行われ、審理が終わります。この検察官の意見の中で被告人に対する求刑意見が述べられます。

## 裁判員法廷の配席



前列の両脇3席ずつが裁判員席、後列席が補充裁判員席です(補充裁判員は、1つの事件につき、最大6人まで選任できます。)



### ③評議



評議室

審理がすべて終わると、評議室で裁判官と一緒に、法廷で見聞きした証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪かどうか、有罪の場合にはその刑について議論していただきます。

評議室内には、冷蔵庫やポット、お飲み物等用意しております。



### ④判決



最後に、裁判員の皆さまの立ち会いのもと、裁判長が判決を被告人に宣告します。



約3〜5日間

裁判員・補充裁判員としての仕事はここで終了です。

これを簡単な図にしますと次のようになります。  
次のページ

こうなる!!

# あなたの6日間

※ スケジュールは参考例です。

## 1. 質問手続

候補者待合室  
(集団質問手続室)

個別質問手続室

支障があれば  
当日用質問票に  
記入してください。

裁判長がこの会場で全員  
一緒に事情を伺います。裁  
判長が必要と判断した方  
については、集団質問後、個  
別に事情を伺います。

1日目

13:30  
待合室に集合  
15:00ころ  
パソコンによるくじ  
で選定

## 2. 選任手続

あたり!  
がんばるぞ!!

## 3. 宣誓



来ちゃったわ



私は集団質問  
だけだわ。

6週間前までに  
お知らせします。

裁判官が  
わかりやすく  
説明してくれたので  
安心しました。

## 4. 公判の審理

2日目

10:00  
裁判の開始  
証拠調べなど  
17:00  
閉廷  
(2日目の終了)

6日目

10:00  
評議開始  
15:00  
判決宣告  
15:30  
閉廷  
(裁判終了)

5. 評議

評議室

法廷

10:00  
裁判のつづき  
証人尋問など  
17:00  
閉廷  
(3日目の終了)

3日目

## 6. 判決

10:00  
評議開始  
17:00  
評議終了  
(5日目の終了)

10:00  
検察官の論告求刑  
弁護人の最終弁論  
11:00  
評議開始  
17:00  
評議終了  
(4日目の終了)

4日目

5日目